

2023年12月11日

解体工事をご担当の事業者様へのお願い

佐倉染井野 S1 地区建築協定運営委員会

平素は当地区の建築協定運営委員会の活動にご理解・ご協力を賜り、心から御礼申し上げます。

さて、ご承知のように下記に該当する解体工事につきましては、作業開始前に石綿の含有の有無の事前調査が必要ですが、令和4年4月1日の石綿障害予防規則及び大気汚染防止法の改正により、事前調査報告書の提出が義務化されました。（石綿の含有の有無にかかわらず調査報告書の提出が義務化されております。）

また、建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律により、工事の規模によっては、着工7日前までの事前届と分別解体の義務がございますので、手続きの漏れ等がないようよろしくお願いいたします。

当地区の建築協定や運営委員会規約で定める事項とは異なりますが、関連する法令の遵守を徹底下さいますようお願い申し上げます。

【対象工事と提出先を略記いたします。詳細は関係法令をご参照下さい。】

【石綿含有の有無事前調査】

- 対象となる工事（金額は税込み）
- ・建築物の解体工事床面積の合計 80 m²以上
- ・建築物の改修工事請負代金
合計 100 万円以上
- ・工作物の解体改修工事請負代金
合計 100 万円以上
- 調査報告書の提出先
- ・所轄労働基準監督署：石綿障害予防規則による報告
- ・都道府県知事：大気汚染防止法による報告
- 関係法令
- ・石綿障害予防規則第4条の2第1項
- ・大気汚染防止法第18条の15第6項

【建設資材の再資源化】

- 対象となる工事（金額は税込み）
- ・建築物の床面積の合計 80 m²以上
- ・新築・増築の工事については
床面積の合計が 500 m²以上
- ・新築工事等で前号に該当しないものについては、
請負代金が 1 億円以上であるもの
- ・建物以外の工事については、請負代金が
500 万円以上であるもの
- 届出書の提出先
- ・佐倉市建築指導課
- 関係法令
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

以上